

防官会（事）第245号
令和2年6月10日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行延期の特約等に関する国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による基準について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権について国の債権の管理等に関する法律の規定による履行延期の特約等をする場合の同法第38条第1項ただし書及び第2項ただし書に規定する基準

1 履行延期の特約等の基準

(1) 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「法」という。）第24条第1項（同項第3号に係る部分に限る。）に規定する場合に該当し、かつ、次に掲げる条件を全て満たす場合は、同項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。

ア 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者に対する国有財産（国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産をいう。）の貸付料（貸付け以外の方法により使用又は収益をさせた場合には、その対価）に係る債権であること。

イ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに履行期限が到来すること。

ウ 債務者から、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けて支払が困難となったことを理由とした履行延期の特約等の申請があること。

エ 歳入徴収官等（法第2条第4項に規定する歳入徴収官等をいう。）が、財務大臣等（国有財産法第6条及び第7条に規定する財務大臣並びに同法第9条第1項及び第2項に規定する部局等の長をいう。）の定める取扱いに則してアからウまでに規定する事情等を確認し、履行延期の特約等をする必要があると認めるものであること。

(2) 履行期限を延長する期間は、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から1年以内であること。

2 債権管理総括機関への報告

歳入徴収官等が前項の基準に基づいて履行延期の特約等をした場合には、防衛省債権管理事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第107号）第67条の規

定により報告するほか、当該月分を取りまとめの上、別記様式の履行延期の特約又は処分済報告書を作成して、翌月の10日までに債権管理総括機関防衛省大臣官房会計課長に送付するものとする。

別記様式

履 行 延 期 の 特 約 又 は 処 分 済 報 告 書

防衛省主管

(令和 年 月分)

(会計名)

(区分)

債権の種類	発生年度	発生原因	履行期限	履行延期の特約等の条件根拠法令 及び基準該当事項	履行延期の特約 整理年月日	債権金額	備 考

備考 用紙の大きさは、適宜の大きさとする。